

議案第7号

桐生市桐生駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市桐生駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月20日提出

桐生市長 亀山豊文

桐生市桐生駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

桐生市桐生駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成7年桐生市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第2条第4項に規定する風俗関連営業」を「第2条第6項から第10項までに規定する性風俗関連特殊営業」に改める。

第5条の見出しを「建築物の壁面の位置の制限」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第7号 桐生市桐生駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例の一部を改正する条例案

桐生駅周辺地区地区計画の変更に伴い、法律を引用する条項について、所要の改正を行おうとするものです。